

「燃料油メーター」をお使いの事業者の皆様へ

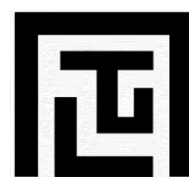
～正しい「計量器」が、取引の信頼・信用を支えます～

「燃料油メーター」(※1)を使って量り売りしている場合、計量法上の「取引」(※2)に使用していることとなります。

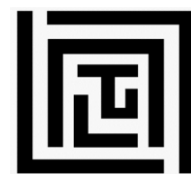
計量法に基づき、下記の事項を遵守し、適正に営業をおこなって下さい。

(1) 検定証印等が付いていること

- ①「取引」に使用する「燃料油メーター」は、検定証印または基準適合証印が付されたものでなければなりません。
(計量法第16条)
- ②これに違反した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています。
(計量法第172条)



検定証印



基準適合証印

(2) 修理検定を受けていること

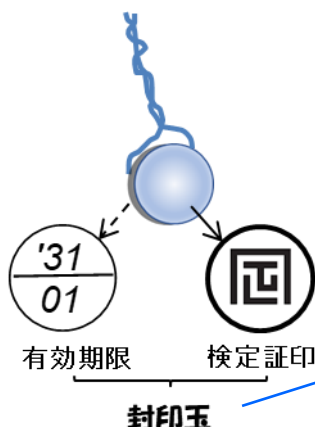
- ①「燃料油メーター」のうち、自動車等給油メーター（いわゆる固定器）は7年毎、小型（大型）車載メーター等は5年毎に、計測値が公差の範囲内かを確認する「検定」が義務付けられています。
(計量法第70条)
- ②検定に合格したメーターには、器差調整部分の封印玉に「検定証印及び有効期間満了の年月」をパンチし、ノズル付近等に「検定証印及び有効期間満了の年月」のプレートが貼られています。またメーター表示部にも、有効期限を表示した「ステッカー」が貼付されています。
- ③引き続きメーターを使用する場合は、メーター修理事業者を通じて、有効期限・月末までに必ず修理検定を受けてください。
- ④義務づけられている検定を受けずに取引（営業）した場合、『6ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する』と定められています。
(計量法第172条)



有効期限ステッカー



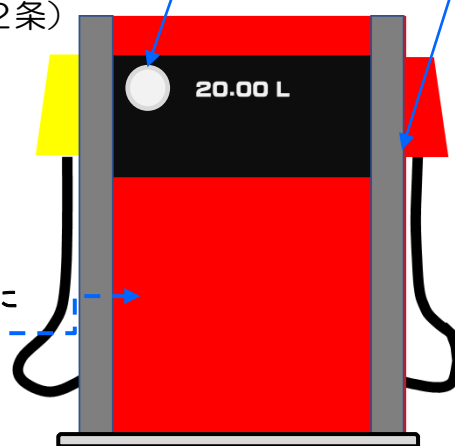
有効期限プレート



有効期限 検定証印

封印玉

装置内部に
封印玉



自動車等給油メーター
(例 イメージ)

- ※1 燃料油メーターとは、ガソリンスタンド等にある給油等を行うための計量器のことです。検定有効期間は、検定を受けた年月の翌月から起算した下記の年数です。
- | | |
|--|----|
| ・自動車等給油メーター（主として給油取扱所等に設置しているもの） | 7年 |
| ・小型車載燃料油メーター（主として自動車に固定及び搭載して用いるもの） | 5年 |
| ・大型車載燃料油メーター（主として自動車に固定及び搭載して用いるもの） | 5年 |
| ・簡易燃料油メーター（1回ごとの取引に係る計量値を表示する機構の最大の体積が50リットル以下のもの） | 5年 |

- ※2 「取引」とは、
「取引とは、有償であると無償であるとを問わず、物又は役務の給付を目的とする業務上の行為」と定義されています。（計量法第2条）

お問合せ先

このチラシの内容や「燃料油メーター」検定について、ご不明な点等ございましたら下記まで、お問い合わせください。

〒630-8031 奈良市柏木町129-1

奈良県産業振興総合センター 1階 計量検定室

TEL 0742-30-4705 FAX 0742-36-8517

正しい燃料油メーターは、
適正な取引に不可欠です。
検定は必ず有効期限内に
受けましょう！



せんとかん